

「おきなわ彩発見」キャンペーン対象旅行商品のご利用にあたっては、
①旅行商品ご購入時 および **②宿泊施設ご利用時** に「**沖縄県内在住者であること**」の確認を行います。

「沖縄県内在住者であること」の確認は本人確認書類により実施いたしますので、**ご利用者全員分の本人確認書類を必ずご提示ください。**

※ **ご提示いただけない場合には、本キャンペーンをご利用いただけません。**(この場合において、旅行商品ご購入後であった場合には、補助の対象外となるため、後日販売旅行会社等から補助額相当分の金額が請求されます。くれぐれもご注意ください。)

【本人確認書類として認められるものの例】

※ **本人確認書類に記載された住所が現在の住所でない場合は、現住所が記載された他の証明書類(補助書類)を合わせてご提示ください。(2ページ参照)**

※ **旅行会社等が特に定める場合は、当該旅行会社等の定めに従ってください。**

本人確認書類	ご注意事項
運転免許証 運転経歴証明書(顔写真あり)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 住所の変更がある場合は、現住所が記載されている裏面もご提示ください。 ➢ 運転経歴証明書は、平成24年4月1日以降に交付されたものに限りです。
パスポート(日本国旅券)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 現住所が記載されているものであることが必要です。
健康保険証	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 現住所が記載されているものであることが必要です。
個人番号カード(顔写真あり)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 現住所が記載されているものが必要です。 ➢ 顔写真なしの個人番号カード、個人番号通知カードの場合は、必ず補助書類を組み合わせでご提示ください。
住民基本台帳カード(顔写真あり)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 住所の変更がある場合は、現住所が記載されている裏面もご提示ください。 ➢ 顔写真なしの住民基本台帳カードの場合は、必ず補助書類を組み合わせでご提示ください。
外国人登録証明書 在留カード 特別永住者証明書	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 現住所が記載されているものが必要です。また、変更の記載がある場合は、変更内容が記載されている裏面もご提示ください。 ➢ 日本国籍をお持ちでない方で、在留期限がある方がお申し込みをされる場合には、在留期限が確認できる書類が必要です。
住民票の写し(個人番号の記載がないもの) 印鑑登録証明書	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 現住所が記載された発行日から3か月以内のものに限りです。
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 氏名・住所・生年月日が記載されている面をご提示ください。 ➢ 写真貼付欄があるものについては、写真貼付のものをご提示ください。
顔写真付きの公的証明書類	<p>(例)国会議員の証明書、写真ありの中学・高校・大学・専修学校等の学生証</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 氏名・住所が記載されているものであることが必要です。
各種年金手帳 母子手帳 官公庁から発行または発給された書類で、氏名・住所及び生年月日の記載があるもの	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 母子健康手帳は、母および子の証明書類として使用できます。また、子の場合は出生届出済証明のある手帳に限りです。

【本人確認書類がない場合/本人確認書類記載の住所が現住所でない場合】

1ページに記載した本人確認書類をお持ちでない場合は、以下の書類をご提示ください。

また、本人確認書類に記載された住所が現在の住所でない場合は、現住所が記載された他の証明書類(補助書類)を合わせてご提示ください。

※旅行会社等が特に定める場合は、当該旅行会社等の定めに従ってください。

補助書類	ご注意事項
国税(地方税)の領収証書または納税証明書	➤ 発行日から3か月以内で、現住所および氏名が記載されているものに限りませす。
社会保険料の領収証書	➤ 発行日から3か月以内で、現住所および氏名が記載されているものに限りませす。
公共料金(電気・ガス・水道・NHK・固定電話)の領収証書 ※携帯電話の領収証書は利用できません。	➤ 発行日から3か月以内で、現住所および氏名が記載されている領収印がある領収証書、または発行日(口座引落日)および現住所が記載されている口座振替済通知書に限りませす。
官公庁から発行または発給された書類で、氏名及び住所の記載があるもの	➤ 発行日から3か月以内のものに限りませす。